

## 出版界の戦争責任追及問題と 情報課長ドン・ブラウン

赤 澤 史 朗

### はじめに

第二次世界大戦の敗戦から約5ヶ月後の1946年1月24日、東京芝区の田村町飛行会館の講堂で日本出版協会の臨時総会が開かれた。この場で左派の民主々義出版同志会から緊急動議が提出される。その内容は、講談社、旺文社、主婦の友など7社を出版界の戦争責任者として日本出版協会から除名するという提案であった。

この日本出版協会の臨時総会での戦犯出版社の追及は、その後日本出版協会に出版界肅清委員会を設置することとなり、これに対し戦争責任を追及された講談社など大手4社や、さらには博文館なども加わって、21の出版社が46年4月15日に自由出版協会を設立する。つまり戦争責任追及問題をめぐって、出版業者の団体が分裂したのである。

この出版界の戦争責任追及問題に関しては、『出版文化』の復刻版の吉田則昭の「解説」中に説明があり<sup>1)</sup>、山本武利、井川充雄の研究でも戦争責任問題に言及している<sup>2)</sup>。それらの研究の中で、この日本出版協会の戦争責任追及や用紙統制を背後で支えたり、操ったりした人物として扱われているのが、CIE（民間情報教育局）のドン・ブラウンである。

ドン・ブラウン（1905～1980年）は、1930年代を日本で発行された英字紙の『ジャパン・アドヴァタイザー』の記者として過ごし、1940年にアメ

リカに帰国後、太平洋戦争中は戦時情報局（OWI）で対日心理戦の担当者として活躍した。戦後は1945年12月に再来日してCIEに勤務している。そして1946年2月からはCIEの政策・企画の仕事と新聞・出版などのメディア関係の仕事を担当するようになり、4月8日にはパーコフに代わって新聞・出版課の課長代理に任命され、7月1日には情報課長となる。その後彼は、占領期を通じてCIE情報課長の任にあった<sup>3)</sup>。

これまでの研究を振り返ると、出版界での戦争責任追及をめぐる左右両勢力の対立を、出版用紙の統制体制の持続・廃止問題と結びつけて説明したのは、これらの先行研究の功績かと思う。ただしそこでは関心の中心は、用紙統制の体制や検閲に置かれているため、出版界での戦争責任追及の決着自体がどうなったかは十分説明されていない。また山本・井川の研究では、用紙統制問題に関し情報課長ドン・ブラウンと対立する立場にあったCIS（対敵諜報部）資料やESS（経済科学局）資料が用いられており、ブラウンの属したCIE資料などにはあまり当たっていない。そのため戦後初期には、占領軍やブラウンの立場と日本出版協会との間にズレがあったことをうまく認識できていないように見える。なお後者の点については、中武香奈美が陸軍査問委員会でのブラウンの「弁明書」を引用して、ブラウンと日本出版協会の石井会長との間にスタンスの違いがあったことを指摘している<sup>4)</sup>。本稿では、以上の諸点を含め出版界の戦争責任追及問題について考察してみたい。

1) 吉田則昭『『出版文化』解説』（『出版文化』復刻版、金沢文庫閣、2004年）

2) 山本武利『占領期メディア分析』（法政大学出版局、1996年）、井川充雄「日本出版協会の事業者団体違反事件」（『メディア史研究』9号、2000年）

3) 横浜国際関係史研究会・横浜開港資料館編『図説ドン・ブラウンと昭和の日本』（有隣堂、2005年）。ドン・ブラウンの履歴や彼の仕事については、この本が最も詳しい。

4) 中武香奈美「元GHQ情報課長とマッカーシズム」（栗田尚弥編著『地域と占領』、日本経済評論社、2007年）

## 1. 戦争責任追及と用紙割り当て

日本出版協会は1945年10月10日、戦時中の統制団体である日本出版会の解散にともない民間の自主的な団体の形を取って設立された。ただしその設立の時点では、旧日本出版会と同様に出版業者を網羅した唯一の団体であり、これまでの日本出版会が有していた用紙配分決定の権限を、継承することが予想されていた。

その日本出版協会にとって、発足から半月後の10月26日に GHQ から発せられた、日本出版協会の用紙配給に関する業務停止命令と用紙配分を決める新聞及出版用紙割当委員会の設置の決定は、意外でもあり不本意なものでもあった。なぜならその新設の新聞及出版用紙割当委員会（情報局管轄、12月末の情報局廃止後は商工省管轄）に、日本出版協会が影響力を及ぼすことができなかったからである。1945年12月に日本出版協会から提出された GHQ 宛の「上申書」によれば、新聞及出版用紙割当「委員会の組織において」は、「本会の正式代表の出席または発言の機会すら与へず主務官庁たる情報局は予め本会より何等十分なる意見の聴取もなく、（中略）殆んど本会の存在を無視し或はその誠意ある協力の申出をすら意識的に回避せんとするかの如き態度において遂に今期（十 十二月期）の用紙割当方針を立案し議定した」とのことであった<sup>1)</sup>。

しかしこの用紙配給システムの変更は、実は日本出版協会内部で決定された用紙割当方針への不満を持った小出版業者が、GHQ へ密告したことをきっかけにもたらされたものであったようである。用紙配給の業務停止命令に驚いて出頭した日本出版協会側に対する CIE のスミスの説明は、GHQ に対して出版「業者中の一部のもの」から「新しく民主主義的な出版を計画したのに、新団体（日本出版協会 引用者）は之を妨害している」という「申し立て」がされたが、GHQ としては「紙の配分に関し協会自体がやつては不公平をもたらずかも知れぬ」ので、新たに「小さな出

版社」の代表も加える「官民合同の委員会」で配分を決めるシステムとしたというものであった<sup>2)</sup>。

日本出版協会はその創立時から、用紙配分方針をめぐって会員間の対立があった。対立の焦点は、戦時中の用紙配分の「実績」に準拠して現在の用紙配分を決めるか、過去の「実績」を重視せずに民主主義の新時代に適応する出版社の「企画」力などを中心に配分を決めるべきか、という点にあった。「実績」に準拠すれば、戦時中の企業整備によって中小の出版社を強権的に統合した大出版社が有利な結果となり、「企画」力重視となれば、中小の出版社でも場合によっては、多くの用紙の配分が受けられる可能性が生まれる。

日本出版協会首脳の当初方針は、前者であった。日本出版協会の評議委員会での西村辰五郎用紙配給規程起草小委員会委員長の提案は、戦時中の「企業整備が行われた直後の実績を基準」として用紙配分を決めるというものであり、企画内容を考慮して用紙の「特配を出す」という方針とはならない、というものであった。これに猛烈に反対したのが、藤岡淳吉である。藤岡の彰考書院は、戦時中民族学系の本の出版をしていたが、戦後新たにマルクス主義関係の出版を手がけようとしていた小出版社であり、藤岡は「実績御破算主義を強調」するのだった。藤岡はこれ以降、用紙配分問題で左翼的な小出版社の立場での強硬論を唱える人物として知られるようになる。結局西村は、藤岡やその賛同者にも妥協して、書籍に関しては「実績」50%、「操作割当として」50%の割り当てという再提案をおこない、これが評議員会で認められることとなる<sup>3)</sup>。しかし前述のように、この妥協した決定にも不満を持ってGHQに訴えた小出版社があったということである。

なお出版業者の間には、日本出版協会が割当用紙の「決定権」を失ったことを、むしろ歓迎する意見も一部にはあった。業者の自主的団体が用紙割当を決めることは難しく、たとえその決定がどんなに「公正」なものであろうと、「必ずいざこざ」が噴出するというのがその理由である<sup>4)</sup>。

日本出版協会をめぐるもう一つの問題は、企業整備で潰された出版社の復活や新出版社の簇生といった予想される事態に、いかに対処するかの問題である。当初この問題に日本出版協会は「会員規程」によって、新入会者を認めるものの加入条件を高く設定しようとしていた<sup>5)</sup>。この新加入のハードルを高くする件に関し協会では、加入希望者の中には、「徒に用紙の獲得のみを目的とする者」や「飽くなき利潤の追及の手段として出版の自由を悪用し、著作者や業界に無責任なる禍害を撒布する惧れ多き者」、さらに戦時中の「企業整備に際し目に余る行動に因り業界又は残存事業体に不当な迷惑を及ぼしたる徒輩」がいるから、それら不良出版社の新規参入を阻止するために必要な措置だと説明していた<sup>6)</sup>。しかしやがて新加入者の審査基準は、この説明のような恣意的なものでなくなり、緩やかになったようであり、新加入者の急増が見られた<sup>7)</sup>。

45年12月5日、政府の新聞及出版用紙割当委員会では同年10-12月期の出版用紙割当を決定するが、これは過去の「実績」を重視した決定であった。この決定に不満を持って、日本出版協会内には用紙対策委員会が設置される。この用紙対策委員会は戦中以来の旧会員5社、戦後生まれの出版社である新会員5社の、合計10社の代表によって組織された機関で、その中には共産党系の新出版社も混じっており<sup>8)</sup>、中小の出版社の利害を強く反映していた。共産党系の出版社ではすでに45年12月から、占領軍の指令を待たずに、出版界の自主的な措置として戦争責任ある出版社を「業界から除去」したり「解体」することを口にしていた<sup>9)</sup>。そして46年1月11日の第4回用紙対策委員会の開催をきっかけに、共産党系小出版社を中心に民主々義出版同志会が結成される<sup>10)</sup>。出版界の戦争責任追及の急先鋒となる民主々義出版同志会は、用紙配給問題と結びついて生じたのである。

1月24日の日本出版協会臨時総会での出版界粛清の提案は、CIE局長のダイクとの接触に基づいて、GHQ当局からの十分な支援が得られるとの見通しの下に推進されたものであった。日本出版協会の会長である石井満の言い分によると、出版界粛清の行動を起こす前に、石井や協会幹部を

前にしてダイク准将は、「日本の団体が自主的な努力で戦争犯罪人を追放することは良いことだ」と語ったので、石井らは肅清の行動が「GHQの支持」を得られるものと信じたという<sup>11)</sup>。別の記録によればダイクの発言は、「日本人のグループによって「自分の家を清掃する」運動はどんな運動も「立派なもの」だと言った」というものだった<sup>12)</sup>。その上でさらにダイク局長は、臨時総会にメッセージを寄せ、その中で「日本再建の指導的立場の適任者となるため、出版人たちが自分たちの家をクリーンにするよう促し」<sup>13)</sup>、このメッセージは会議の冒頭、石井会長によって「大声で」読まれたという<sup>14)</sup>。

その後「一部定款の変更報告」がおこなわれたというが、それは後の経過からすると、日本出版協会定款第8条の会員の除名に関する規定の変更を意味するのではないかと思われる。定款第8条では「評議員会ノ議ヲ経テ」除名できるとなっていたのを<sup>15)</sup>、総会決議で除名できるように変更したのであろう。

この報告の直後に、民主々義出版同志会の佐和慶太郎が緊急動議を提出する。その内容は「軍部官僚と結託し侵略戦争の宣伝挑発」に従事した戦争犯罪人の出版社として、講談社、旺文社、主婦之友社、第一公論社、興亜日本社（現日本社）、山海堂、家の光協会の7社を挙げ、この7社の「即時日本出版協会からの除名」による出版業界からの追放を提案したものだ。そして附帯決議として、敗戦時に「取得した軍放出の膨大な用紙の即時凍結」とその用紙を「全民主々義的出版社へ配給」することを「要請」したというが<sup>16)</sup>、別の記録ではこの7社に対する配給用紙を凍結して再配分することが提案されたともいう。この佐和の提案に対して、法律新報社の森が即時追放でなく肅清委員会の設置を主張し、両提案は総会での投票にかけられて、248票対229票で民主々義出版同志会が提案した即時除名案が可決された。これで7社は除名と決まったかに見えたが、その後になって定款の変更は総会での4分の3以上の賛成が必要ではないかとの疑義が出て、この即時除名の議決は取り消され、肅清委員会を設置する

ことになった<sup>17)</sup>。

戦犯出版社がこの7社に絞られた経緯はハッキリしないが、戦犯と目されたのは戦時中に大衆向け雑誌を発行していた出版社が中心であった。それに陸軍と結びついて雑誌を発行していた第一公論社などが加わっていた。事前の別の情報では、「第一公論社(公論), 旺文社(建設青年), 山海堂(報道 陸軍の機関紙), 主婦之友社, 新潮社(日の出), 誠文堂新光社(航空少年等主として小国民科学雑誌)等」の名が上がっており<sup>18)</sup>, ここでも大衆向けの雑誌社や, 軍と関わりを持つ雑誌社が追及の対象とされている。

この戦争責任追及に関し日本出版協会会長の石井満は後に, この7社は「太平洋戦に軍と結託して, 多くの用紙を獲得して不当利得をしたと伝えられ」ており, これに対し左翼系の出版社のグループが7社の「責任者の異動, 手持ち用紙の凍結等を要求」したものだとして説明している<sup>19)</sup>。7社の戦争責任の追及は, 大出版社の戦時中の用紙不当取得への疑惑や反感が導火線になっていた。共産党ではこの当時, 戦争責任の追及と一体化させて旧軍所蔵の衣料・食糧などの隠匿物資摘発の闘争を地域で展開していたが, 出版界の戦争責任追及もこの隠匿物資摘発の論理と類似の枠組みによっていたのである。実際に日本出版協会の用紙対策委員会では, この後「退蔵用紙」「隠匿用紙」の摘発と分配要求の行動に乗り出していた<sup>20)</sup>。

7社のうち大出版社といえるのは, 講談社, 旺文社, 主婦之友社, 家の光協会の4社であった。その後のCIE新聞出版調査班の報告書によれば, 実際に4社の一つである「講談社は, たとえ用紙割当がカットされても自己の貯蔵用紙で2年間営業し続けることができると予測」できる状態にあり, これら大出版社は配給が途絶しても, 「3ヶ月から18ヶ月営業するのに十分な貯蔵用紙を有していた」という。またその報告は, これらの大出版社が戦時中に「その業務に対する特別の用紙を獲得し, 独占を助長する戦時下の状況下で彼らの独占権が増大したことは全く自然だった。またこの状況下で彼らが軍部と密接な関係を持っていたことも自然だった」とも

述べている<sup>21)</sup>。つまりこれら4社が戦時下に戦争協力の見返りとして、用紙の特配を含めて優遇措置を受けていたことは事実だったのであり、これら出版社が用紙の大量のストックを抱えていたことも、そのことと無関係であったとはいえない。

とはいえ、「影響力ある特定の出版社の戦争責任問題を提起した」人々の中に「共産主義者がいたことは、彼らが共産主義的だと非難を受けやすいこととなった。彼らが比較的小さな出版社のオーナーであったことから、彼らは大規模な競争相手をやっつけたいとの欲望に動機づけられているとの非難を受けやすいこととなった」と、CIE 新聞・出版課長代理のブラウンは述べている<sup>22)</sup>。いいかえると、大出版社の戦争責任を追及した日本出版「協会の共産党のメンバーは、大出版社の使用していた用紙を自分たちが獲得したい欲望に動機づけられていた」のだという「非難」を溢びやすい状況であったのである<sup>23)</sup>。

実際に、用紙獲得問題に一貫して熱心だった藤岡淳吉などにあっては、小出版社としての現実的な利益と左翼的な戦争責任追及が一体化しており、両者を区別する論理を持たなかったように見える。しかし戦後生まれの出版社はともかく、戦時中からの旧会員だった中小出版社は何らかの程度で戦争協力に手を染めていて、藤岡の彰考書院も含め戦争責任に関し、脛に傷もつ身だった。だが追及する側には、自己の戦争協力の問題を戦時中の用紙配給の問題と分けて考える志向は欠けていた。藤岡についても、もともと「左翼の出版者の一つであり1933年頃までは共産党の地下活動のメンバーだと噂されていた」が、その後ナチスの焚書を真似して「日比谷公園で彼の所蔵していた10,000冊の左翼書籍を焼いて、右翼書籍の出版社に転向した。戦後、彼は左翼に戻った」と、ブラウンは記している<sup>24)</sup>。

日本出版協会内に設置された出版界肅清委員会は、出版業界の外部から「第三者として」末弘巖太郎を会長に、山川均と辰野隆を委員に招き、審査を開始する。日本出版協会からは副委員長に共産党系の大竹博吉（ナウカ社）と非共産党系の江草四郎（有斐閣）を選び、協会内から選ばれた委

員は共産党系が藤岡淳吉(彰考書院)ら5名、非共産党系が長崎次郎(新教出版社)ら5名であった<sup>25)</sup>。ただし非共産党系の長崎次郎(新教出版社)、河出孝雄(河出書房)は、出版用紙対策委員会の時から藤岡らと行動を共にしていた。出版粛清委員会では共産党系の出版社の代表が全体の主導権を握り、江草ら他の中小出版社の代表がこれと協調する形となった。それは末弘会長が、「およそ戦争に関する限り、共産党の方々ぐらゐ今大きな口がきけるものはない」、「この方々に叱られ」たら「一言もないはずだ」と述べたように<sup>26)</sup>、この当時は戦争責任問題に関し共産党に道義的優位性があるとの見方が、知識人の間で強かったためであろう。またその追及の仕方が中小出版社の利害を強く押し出していたためであろう。

日本出版協会の7社への措置は、対象とされた7社の代表に対する粛清委員会への喚問を経て、1946年2月23日の評議員会において決定された。7社の全部が戦争責任あるものとされたが、ただし第一公論社、日本社は出版界からの撤退を自ら声明し、山海堂は戦後になって社内の「民主化」がされたため、今回の措置に「黙って」服する方針であったという<sup>27)</sup>。そうした中で残る4出版社への措置は、以下のように決定された。

「大日本雄弁会講談社：出版以外の株を除き資本を縮小，株式を社の内外に公開，野間家の持株を三割以内に制限，社内の徹底的民主化，編輯機構の刷新，出版部門を現在の幼少年，少女，婦人，大衆娯楽，思想以外に限定すること

旺文社：解散，出版事業廃止，社長赤尾好夫は出版業界より全面的に引退

家の光協会：全国農業界に並行し家の光協会の徹底的民主化を計り，編輯機構を刷新，その成果が確認されるまで雑誌「家の光」は一時休刊

主婦の友社：雑誌「主婦の友」廃刊，社内の徹底的民主化」

また第二回目の審査対象として、「誠文堂新光社，文芸春秋社，新潮社，大日本青年団，日本週報社，養徳社，博文館，雄鷄社，工業新聞社，秀文

閣，日本報道社，の十一社」の名が挙げられた<sup>28)</sup>。

これで見ると4社のうち，社の解散と社長の出版界からの追放という最も厳しい措置を科せられたのが旺文社であった。次いで講談社と主婦之友社が，社の解散は免れたものの同社の主要雑誌の発行を禁止され，事実上中小出版社への転落を余儀なくされた上で，「社内の徹底的民主化」が要請されている。最も軽い措置だったのが家の光協会であり，雑誌『家の光』は一時休刊とされるものの，「社内の徹底的民主化」を条件としてその復刊の可能性が認められている。

1946年1月4日のGHQの二つ指令は，軍国主義・超国家主義団体の解散と軍国主義者・超国家主義者の公職追放を指令したものであったが，日本出版協会の旺文社への措置は，GHQからの明確な授權のないまま，GHQの二つの指令をいわば自主的に代行するものであった。ただし協会の定款に会員の除名の規定はあったが，会員である出版社の解散や業務禁止に関する規定はなく，すでに臨時総会前から「会員中の有力な意見」として，日本出版協会は会員を「除名することは出来るが，廃業を命ずる権限を有しない」とする見解が表明されていた<sup>29)</sup>。とすると，今回の措置はいわば超法規的なものであり，協会の自主的措置と言いつつ，GHQの暗黙の支持を強くあてにした決定だったと思われる。

粛清委員会の7社代表に対する審問の場に，外部から選任された末弘ら3名の委員は立ち会っていないようである<sup>30)</sup>。旺文社の赤尾好夫が述べたところによると，その場で赤尾は日本出版協会会長の石井満に対し，審問へのGHQの係官の立ち会いを要求したが，石井会長からこれは出版界の自主的な措置だからとの理由で拒否されたという。直接に赤尾に質問したのは大竹博吉（ナウカ社），江草四郎（有斐閣）の両副委員長と，藤岡淳吉（彰考書院），佐和慶太郎（人民社）の4名であり，江草を除く3名が共産党系であった。また赤尾から見ると，大竹や佐和といった戦後生まれの出版社の代表は戦時中の出版界の事情に疎く，審問する江草はむしろ自分より罪が重い立場だった。審問は20分を越すくらい時間に過ぎず，い

ちいち反論した赤尾はこれによって自分への「誤解は解けたものと思った」という<sup>31)</sup>。ともあれ審問の経過は、肅清された当事者の納得が得られにくいものだった。

この2月の評議員会での決定の頃が、日本出版協会が用紙配給に関し影響力を回復していった時期のように思える。1946年3月12日に政府の新聞及出版用紙割当委員会が改組される。これは『時事』に対する過剰な用紙の割り当てが発覚し、GHQが割当委員の改選を求めたことをきっかけとしていた。この時の用紙割当委員会の改選は、GHQのESS及びCIEと商工省によって話し合われたが、新たな雑誌書籍部会の5名の業界代表の委員の一人には、小出版社を代表して藤岡淳吉(彰考書院)が選ばれたのである<sup>32)</sup>。

またこの用紙割当委員会の商工省への移管以降であるが、日本出版協会の事務局員が用紙割り当ての実務に関与するようになる。これは「日本出版協会の主要職員を先ず商工省の無休嘱託とすると共に、出版業者の割当申請書により、日本出版協会としての割当原案を作」というものであった<sup>33)</sup>。これはブラウンによれば、「商工省の人手が足りないので、協会が利用されている。協会は商工省への申請書を受け取り、それに関する報告をし、申請書を商工省に渡す。若干の協会職員は商工省にパートタイムまたは準職員として雇用されている」といったものであった<sup>34)</sup>。用紙割当事務への日本出版協会の利用は、従来から日本出版協会側が望んでいたことであったが<sup>35)</sup>、協会の職員の利用はGHQによってではなく、商工省によって推進されたものようである。

もともと日本出版協会は会員の出版社が発行した雑誌や書籍の協会への納本を義務づけ、雑誌の場合はその納本の際に協会の管理部が用意した雑誌発行届けを添付するよう制度化し、書籍・雑誌に限らず用紙賦課金、発行賦課金を課していた。それがこの頃から日本出版協会では、協会への納本を怠った「会員諸氏の用紙割当は非常に不利になることがあります」と警告するようになる<sup>36)</sup>。ともあれこうした行動は、前年に解散されたはず

の統制団体である日本出版会時代の事務を引き継ぐものであった。

- 1) 「門戸開放，用紙適正へ」、『出版文化』133号（1946年1月11日）。このGHQ宛の「上申書」の内容からすると、日本出版協会が発足の当初から、旧日本出版会時代と同様の用紙割当の権限を実質的に保持していたという従来の記述（例えば、総理府新聞出版用紙割当局『新聞出版用紙割当制度の概要とその業務実績，第三出版編』，1951年6月など）は、誤りではないかと思われる。
- 2) 「用紙業務停止の指令下る」，前掲『出版文化』133号。なおスミスとは、CIEで企画を担当していたB. Smithであろう（“Telephone Directory, Oct. 14. 1945”）。
- 3) 「用紙配給の問題は如何に議せられたか」「実績”は御破算」，前掲『出版文化』133号
- 4) 「出版協会の発足に寄せる意見について」，『日本読書新聞』330号（1945年11月20日）
- 5) 「社団法人日本出版協会会員規程」，『出版文化』131号（1945年12月21日）
- 6) 前掲「門戸開放，用紙適正へ」
- 7) 45年12月には、旧会員718社，新会員183社だったのに対し，46年1月9日には旧会員735社，新会員296社となり（前掲「門戸開放，用紙適正へ」），2月22日には旧会員899社，新会員819社となっている（「ふえる会員数」，『出版文化』135号，1946年3月1日）。これからすると46年1月以降，新会員が急増していることが知られる。
- 8) 「用紙対策委員会発足す」，『出版文化』131号（1945年12月21日）
- 9) 「出版革新への展望（上）」での加野庄吾（自由社），佐和慶太郎（人民出版社）の発言（『日本読書新聞』333号，1946年1月1日）
- 10) この第4回の「対策委員会と同時に，出版界の新しき革命を目指す民主々義出版同志会が発足した」と記されている（「協議活性化す」，前掲『出版文化』133号）。
- 11) “Memorandum to: Chief CIE Section” 2. jul. 1946（横浜開港資料館所蔵・ドン・ブラウン関係文書B16-77-12）
- 12) “Special report on appeal of Free Publishers' Association” 7. jun. 1946（横浜開港資料館所蔵・ドン・ブラウン関係文書B16-77-7）
- 13) “Special Report-subject Jiyu Shuppan Kyokai” 27. May 1946（横浜開港資料館所蔵・ドン・ブラウン関係文書B16-77-5）
- 14) “How was the freedom of the press lost !!”（Shizduo Ishikawa, 1946）（横浜開港資料館所蔵・ドン・ブラウン文庫）
- 15) 「社団法人日本出版協会定款」，『出版文化』130号（1945年11月1日）
- 16) 「白熱的論戦を呼んだ総会」，『出版文化』134号（1946年2月1日）
- 17) 前掲“How was the freedom of the press lost !!”，定款第21条によれば，「総会ニ於ケル定款変更ノ決議ハ出席会員ノ四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要ス」とある（前掲「社団法人日本出版協会定款」）。
- 18) 「業務停止を討議か」，『日本読書新聞』334号（1946年1月21日）
- 19) 「正義と共にあった協会」，『出版文化』245号（1949年11月11日）。
- 20) 「退蔵用紙引き出しへ」，『出版文化』135号（1946年3月1日）
- 21) 前掲“Special Report-subject Jiyu Shuppan Kyokai” p. 9, p. 25 & p. 16

- 22) 前掲“Special report on appeal of Free Publishers' Association”
- 23) No Title, 27. jun. 1946 (横浜開港資料館所蔵・ドン・ブラウン関係文書 B16-77-9)
- 24) “Memorandum” 19. jun. 1946 (横浜開港資料館所蔵・ドン・ブラウン関係文書 B16-77-8)。なお戦争責任追及の当事者となった日本出版協会会長の石井満は、肅清の対象とした主婦之友社社長の石川武美の伝記を戦時中に出版している。『逞しき建設 主婦之友社長石川武美氏の信念とその事業』(教文館, 1940年)と題されたその伝記は、石川や主婦之友社の全面協力の下で書かれたもので、立志伝中の人物として石川を讃美した本であった。
- 25) 「七社の措置決まる」, 『出版文化』135号(1946年3月1日)。なお当初は依頼する外部委員候補として、蔵原惟人の名も上がっていた(「肅清委員会を設置」, 『日本読書新聞』335号, 1946年2月1日)
- 26) 「公正なる肅清委員会 末弘博士講演速記」, 『出版文化』139号(1946年4月21日)
- 27) 「軍と結託した事実無し」, 『日本読書新聞』336号(1946年2月11日)
- 28) 前掲「七社の措置決まる」
- 29) 前掲「業務停止を討議か」
- 30) 「肅清委員会開く」(『日本読書新聞』336号, 1946年2月11日)によると、2月9日の第二回肅清委員会には午前の会議に外部委員も参加し、午後1時から「講談社、主婦之友社、日本社の幹部が委員会に出席し各社の事情を開陳した」とある。しかし後述の旺文社の赤尾好夫の記録からすると、この午後の各社の審問には、外部委員は立ち会っていないようである。「集会日誌」(『出版文化』136号, 1946年3月11日)によると、2月5日~14日の間に三回の「出版界肅清委員会」が開催され、その後2月16日に「第三者側肅清委員会」が開かれている。これらからすると、審問自体は内部の委員によって行われ、審問の際の質問の内容を事前に協議したり、肅清措置の原案を審議しオーソライズする役割が「第三者側」の委員に与えられていたようである。
- 31) 前掲“Special Report-subject Jiyu Shuppan Kyokai” pp. 13-15
- 32) 前掲“Memorandum” 19. jun. 1946
- 33) 前掲『新聞出版用紙割当制度の概要とその業務実績, 第三出版編』
- 34) “Paper allocation questions asked in March” 28. Apl. 1946 (横浜開港資料館所蔵・ドン・ブラウン関係文書 B16-77-4)
- 35) たとえば日本出版協会から提出された、用紙割当問題に関する GHQ 宛の「上申書」では、「実際に於て日本の出版に関する資料を豊富に所有し、的確な調査を実行し得る能力を有するものは実に本会の外にはないのである、我等も亦貴部(占領軍総司令部 引用者)に対し、最大の便益提供の用意を有し」と述べていた(前掲「門戸開放, 用紙適正へ」)。
- 36) 「雑誌用紙割当と納本」, 『出版文化』138号(1946年4月1日)

## 2. 戦争責任問題の決着

日本出版協会による粛清に反撥し日本出版協会を脱会した出版社によって、自由出版協会は1946年4月15日に結成された。自由出版協会の組織の中心になったのは、日本出版協会から粛清された大衆向け雑誌の出版に携わる4出版社であり、第二回目の粛清の対象と目された出版社の一つである博文館の大橋進一社長が会長となり、評論家の木村毅が副会長となった。

日本出版協会から分離する自由出版協会の組織化の企てが、いつ頃から始まったかは分からない。ただ主婦之友社の場合で見ると1946年1月18日に、石川武美社長は本郷保雄編集局長らとCIEの出版関係責任者のバーコフを訪ね、バーコフの厳しい態度に直面したらしい<sup>1)</sup>。バーコフの発言内容はハッキリは分からないが、石川の書いたものからするとそこには、石川武美社長と本郷保雄編集局長が公職追放に指定される可能性があるとの指摘があったようだ。そこで『主婦之友』の創業者社長である石川武美は、これまで社の中心となった社長・編集局長の二人が追放を免れないなら、いっそのこと「『主婦之友』の廃刊を決」しようと決意し、その決意を社員に話し、「主婦之友を葬る言葉」を3月号の巻頭言に書いて「発表するばかり」になっていたという<sup>2)</sup>。

しかしその廃刊の決意を持って、翌19日本郷編集局長がCIEのリード中佐を訪ねると、「『主婦之友』に好意的であった中佐に翻意を促された」のだった。さらに1月21日に本郷編集局長はCIE局長のダイク准将に面会する。その折にダイクの周囲のGHQの係官の中には、「『主婦之友』に戦争責任ありと強硬に主張する人々の姿もあった」という<sup>3)</sup>。そこで本郷は、石川社長の意思として「『主婦之友』は戦争の責任や犯罪に問はれるような覚えはないが、もし戦ふ国の雑誌として戦意を昂揚したことで責任を問はれるならば、われわれはいさぎよくその責任をとつて廃刊するとの決意」を伝えた<sup>4)</sup>。

なぜ廃刊を決意したか、その思考の経路は分からないが、その理由は単に公職追放問題だけではないだろうというのが筆者の推測である。というのは、戦争末期の『主婦之友』が「戦ふ国の雑誌として戦意を昂揚」させようとしたありさまは、他誌に比べても度を越していたからである。『主婦之友』では戦争末期に、通常の頁の欄外に「米鬼一匹も生かすな!」「米兵を生かしてかへすな!」(1945年3月号)、「大君の怒り給へる米鬼撃て!」「寝た間も忘るな米鬼必殺!」「一人十殺米鬼を屠れ!」(同4月号)、「本土を米鬼の墓場とせん!」「恨み重なる米鬼を殺せ!」(同5月号)など、アメリカ兵への報復主義を煽るスローガンを毎号記していたのである<sup>5)</sup>。おそらく石川社長は、これをGHQに咎められたら廃刊の外はないと直感したのではないだろうか。GHQ側でもその事実は知っていたようである。

ところが本郷局長の発言を聞いたダイクは、主婦之友社が自発的にその戦争責任を認めたものと思っただけで、そして戦争責任の自覚の点で「そのやうな正直な、真摯な、勇気ある日本人は今までにあった最初の日本人である」と言い、「さふいふ勇気ある人が日本再建に必要なのである」と述べ、「戦前、戦中、戦後を通じて持ちつづけたその勇気と信念とをもつて新日本建設のために努力されたい」と励ましたのである<sup>6)</sup>。ブラウンによれば、「ダイク准将は明らかに多くの読者を持つ雑誌を廃刊にする必要はないと理解し、「出版を継続し様子を見るよう促した」という。この時ダイクは、1月4日の公職追放令が「情報分野にまで拡大」し石川が公職追放される可能性が高いことを知っていたが、「これを暗示することを避けていた」ということであった<sup>7)</sup>。以上の経緯からするとCIEの係官の中でも主婦之友社に対する態度は分かれていたが、その対立する意見の上に立って局長のダイクは、出版界の自主的な戦争責任追及の動きを歓迎しつつ、出版社の解散や業務停止を命ずることまでは考えなかったようである<sup>8)</sup>。

するとダイクの発言を本郷編集局長から伝え聞いた石川社長は、自分た

ちが戦時中「固い信念をもつて国家に協力した」ことが GHQ 当局に積極的に評価され、その「信念」で「日本の再建」に尽力せよと言われたと理解したのであった。そしてそれは、「むしろ日本の当局からいつもらいたいこと」なのに、それを「連合軍から」いわれたと考え、直ちにその「ふかい理解と誠意ある激励」に感激して廃刊の決意を撤回したという。「連合軍の期待のため」にも、重い責任を自覚したというのである<sup>9)</sup>。そして日本出版協会の臨時総会の前々日である1月22日に、石川社長は社員一同を集めて『主婦之友』を廃刊しない旨を伝えるのであった<sup>10)</sup>。

ダイクが理解したのと違って、主婦之友社の首脳部は自発的に戦争責任を認めようという姿勢を取ったのではなかった。逆に彼らは、主婦之友社が国民の一員として戦争協力したに過ぎないとして、GHQ がこれを免罪し、むしろ賞賛してくれたと考えたのである。その後日本出版協会の肅清措置が決定された後に、4 出版者側ではこの措置の権限について CIE に問い合わせをし、CIE から日本出版協会に「追放の権限を付与していない」が、SCAP の公職追放令に調和するような自主的な追放には反対しないとの回答を受け取ったという<sup>11)</sup>。この回答によって日本出版協会が GHQ から「追放の権限」を授權されていないことを確認した石川は、肅清措置に拒否の回答書を出すとともに、2月25日には『主婦之友』の巻頭言で、日本人が「自分の責任はふりむきもせず、ひとの責任よばはりばかりしてゐ」る態度を批判し、「このままでいつたら、戦争でまけたうへに国内争闘で、日本はゆきづまつてしまふ」と記すのだった<sup>12)</sup>。ただし石川がダイクの発言を『主婦之友』3月号で意味を取り違えて公表したことについて、CIE では主婦之友社が、GHQ があたかも主婦之友社を支える立場であるかのように故意に宣伝しているものと受け取っていた<sup>13)</sup>。

その後3月5日には旺文社の社長の赤尾好夫は、出版界肅清委員会による審問の経過を記してそれを「人民裁判」であると批判した『所謂出版戦争犯罪事件の中間報告』を刊行し、3月15日には木村毅らが「戦犯出版社追及問題に関し出版協会首脳部糾弾の文書を GHQ 外各方面に配布」した

という<sup>14)</sup>。そして自由出版協会を結成しようとするグループは、3月25日、3月29日に集会を開いて日本出版協会から脱会し、GHQのブラウンにも接触して、用紙割当委員会への自由出版協会からの代表委員の選出を求め、自由出版協会への用紙割当てを要求するのだった<sup>15)</sup>。

この自由出版協会の組織化の企ては、どうやらGHQの支援が得られるとの見込みから出発したものらしかった。自由出版協会の結成を進めようとするグループは事前にGHQ関係者と接触し、さらに自分たちの協会の結成がSCAPの「同意」の下で行われていると宣伝のピラに書いたらしい。自由出版協会の会長に就任が予定されていた大橋進一は、4月12日待望していたCIE新聞・出版課長代理のブラウンとの会見に臨んだ時、ブラウンからピラに書かれたSCAPの「同意」とは「なにを意味するのか」と咎められ、「動揺」しつつ「それは単に、SCAPが新協会の設立を拒否しなかったということの意味する」と弁解したという。しかしブラウンは、「同意」という用語には「それ以上の印象を与えようとする」意図があると追及し、大橋はこの用語を使用した「責任を協会の事務職員に転化」して逃れようとしたという<sup>16)</sup>。

この大橋の弁明にもかかわらず、自由出版協会の発足に当たっては、「前もって新聞広告でGHQの承認が得られた」と記され、発足の「会合では、承認のみならず、GHQの積極的な支持があったという意味のスピーチがされた」のである。自由出版協会に加入した出版社の中には、こうした宣伝を信じたものも多かったという<sup>17)</sup>。

他方で日本出版協会側も、依然としてGHQの力を当てにしていた。しかし3月16日に開かれた政府の新聞及出版用紙割当委員会の席上で、左翼の委員である藤岡淳吉と藤川覚(時事通信)が、出版「粛清の命令は認められたのではないかと尋ねたが、ブラウン氏は「私はそうするには傾かない」と拒否した」という。さらにその場で「ある人物がブラウン氏にダイク准将のメッセージが出されたのは占領軍による日本出版協会の支持を意味するのではないかと問うたら、ブラウン氏は「それは単なる挨拶で

ある」と答えた」という<sup>18)</sup>。それでも4月5日に開かれた日本出版協会の評議員会において、石井会長はCIEのパーコフとブラウンは「共ニ協会ノ肅清態度ニツイテハ諒解シテモル」と述べ、藤岡淳吉は「自由出版協会ヲ司令部トシテハ認メル筈ガナイ」と答えていた<sup>19)</sup>。だが4月10日の午後、日本出版協会の代表9人はブラウンと3時間話し合ったが、ブラウンから肅清「計画にGHQの公表した支持を獲得」して、自由出版協会に対し優位に立つことには「成功しなかった」という<sup>20)</sup>。

日本出版協会の出版界肅清やそれに反対する自由出版協会に対し、CIE担当官のブラウンはどちらの側にも公然と荷担することを避けようとしていた。すでに3月16日の新聞及出版用紙割当委員会の席上で、「ブラウン氏は自分は日本出版協会も肅清された出版社も支持するものではないと述べた。彼は中立的な立場を維持した」という<sup>21)</sup>。そしてブラウン自身も、日本出版協会と自由出版協会の双方がCIEの支持を得ているとの発言をしている中で、「CIEは両派に共に支援をしていないと繰り返し述べなければならなかった」と記している<sup>22)</sup>。

ただしブラウンは相対的に、日本出版協会の側に好意的であった。それは自由出版協会に参加した出版社には、戦時中の国家への戦争協力をまるごと当然視する姿勢があったからである。旺文社の赤尾好夫の場合でいえば、「戦時中戦意昂揚の記事を載せるのは当時国民として当然」と考えており<sup>23)</sup>、「敗戦の責任は大いに感じている」が戦争協力の責任は感じていなかった<sup>24)</sup>。自由出版協会に加盟した目黒四郎（目黒書店）の場合も、出版社で「この戦争に便乗したもの、意識的に戦争を挑発鼓吹したもの」については「糾弾する必要」を認めるが、「政府の指揮によつて多くの出版社が戦争完遂に努力して来たことは国民的感情として当然」という態度を持っていた<sup>25)</sup>。主婦之友社の場合も前述の通りである。しかしブラウンは、『主婦之友』のことをさしてであろう、「戦時中発行の雑誌の一つの余白に「アメリカ人を殺せ！」のスローガンで派手に書き立てるのに憤慨するのは当然だ」と考えていた<sup>26)</sup>。これに対して日本出版協会の側では、ともか

く戦争責任問題に対処しようとしており、これがブラウンが日本出版協会に好意を持つ根拠となった。

また「もし主観的なコメントが許されるならば」と前置きして、ブラウンは次のように自分の立場を述べる。「我々を脅して、日本の民衆を欺き戦争に誤導するような勢力の権威と影響力を削減するのを助ける日本人分子を、抑圧する方向に向かわせる、おそらくは意図的なキャンペーンを我々は目撃している。それらの分子には共産主義者を含む。我々は共産主義に同調せず、共産主義者が日本を支配するのを助けるつもりはない。しかしもし我々が全ての非保守主義者を共産主義者と見なし、我々が日本人に復活させたとやっている市民的自由を剥奪することを許すなら、占領の主要な目的の一つを危険にさらすことになるであろう」<sup>27)</sup>。ブラウンは共産党には距離感を持っていたが、反共主義勢力の「意図的なキャンペーン」が民主化に敵対的であることの方をより強く警戒していたのである。ただしそれは、日本出版協会の決定した肅清措置をそのまま承認することを意味せず、全ての出版社が一つの協会にまとまることを望ましいと思っていたものの、別団体を作ることを否定するものではなかった。

ただし日本出版協会の側にも、戦争責任問題で曖昧な面がなかったわけではない。それは前述のような、出版肅清委員会を構成する出版人の戦時下の行動・履歴に関してだけでなく、戦後も用紙割当の決定に事実上関与する日本出版協会の職員が、戦時下の日本出版会の用紙統制に携わっていた人物と同一であったという事実に関してである。自由出版協会側では、この点を突いていた。つまり戦時用紙統制に関わっていた「官僚化された職員」を「放置して会員の肅清を求むることは片腹痛い」、これでは「過去の官治統制の延長」ではないか、そもそも戦後の今日、用紙統制を撤廃すべきだと批判するのであった。これに対し藤岡淳吉は、もし自由経済にしたなら「彼らの如き巨大な資本を有するものには都合がよからう」、それに日本出版協会の職員は「多年訓練され」た「単なる技能者ではないか」、「吾々はこの技能を買って」これを「利用」すればよいのであり、

「一体この職員に何んの罪があるといふのだ」と反論するのであった<sup>28)</sup>。しかし戦時下の出版検閲に関与していた職員を「単なる技能者」だからとして免罪することには問題があり、ここには戦争責任の認定に関する恣意的な線引きがあったといえよう。

その上で日本出版協会では、新聞及出版用紙割当委員会に肅清した4社への用紙割当をしないよう働きかけるのであった。3月14日の用紙割当委員会で藤岡淳吉は、肅清委員会の決定は「人民の当然の権利」に基づくものであるが、「連合軍とも連絡の上での決定なのであるからもし委員会に於て、これ等の出版社に対し一枚の紙でもやるのであればそれは反動的行動をなすものであつて吾々は断じて許せない」と述べていた<sup>29)</sup>。ここでも戦争責任追及と用紙割り当ては、一体化した問題として提起されている。そしてさらに5月23日の割当委員会出版部会において左派の委員の藤岡淳吉・藤川覚らは、4社への用紙割り当て停止を強硬に主張する。しかしこの時の論議は紛糾し、臨時に新聞部会委員の意見も聴取する中で結論が下された。その結論は、4社への用紙割り当ては取りあえず「留保」とし、4社の代表を喚問して「民主化」がどこまで実行されているかを尋ね、もし「徹底的民主化の実があがつたとなれば実地調査の上直ちに用紙割当を行ふ」、その確認ができるまでは割り当てを「留保」というものであった<sup>30)</sup>。

この時すでに主婦之友社では、石川社長・本郷編集局長をはじめ旧重役陣が総退陣し、石川武美の娘婿で養子の石川数雄を新社長に選び、「従業員の中から六名の者」を「新重役に選任」することを決めていた。ただし今後、「石川前社長の創業の精神は一貫して不動であります」ということである。役員更迭の決定は、『主婦之友』が戦時中家庭雑誌として戦力の増強に協力したことは、明らかな事実であります。その意味において戦争責任を自覚し、自粛の意をこのやうな形にはつきりと示す必要があるとの考えに立つものであったという<sup>31)</sup>。この人事異動は5月15日の臨時株主総会で確定し、さらに5月21日には従業員組合も結成される<sup>32)</sup>。主婦之

友社の方向転換は、GHQの求めるのが社の頂点人事の刷新に止まることを予想して、これに先手を打って乗り切ろうとする行動であった。5月23日の決定は、4出版社側のこうした変化を踏まえたものであったといえる。

この用紙割当委員会の5月23日の決定によって、戦争責任問題の着着の方向はほぼ決まったといえよう。つまり出版界粛清委員会の決定である4出版社の解散や業務の一部禁止などの措置は、もはや貫徹する見込みはなくなり、一定の「民主化」措置を条件として4社への用紙割り当てを再開するという方向が決まったのである。こうした決定になったのは、究極的には政府の新聞及出版用紙割当委員会が戦争責任を認定する権限を持つ機関ではなかったためであろう。そしてその後6月27日に、用紙割当「委員会と日本出版協会と自由出版協会に属する個人が非公式折衝することを通じて、次のような取り決めに到達」したという。その「取り決め」はブラウンによれば以下のようなものだった。

- a. 4出版社はそれぞれの雑誌に印刷された声明書を起草し、その中で民衆を欺瞞し誤導することに手を貸した一定の責任を認め、その責任の認識においてさまざまな段階での民主的な再組織を要求し、民主的日本のために尽力することを誓う。
- b. 用紙割当委員会は日本出版協会と自由出版協会との違いに対し中立的な態度を取る、後者は戦争責任問題のために前者から脱退した出版社で構成されていた。
- c. 用紙割当委員会は4社に対し用紙を復活し、前の四半期に受け取る筈だった量と同量を与える、ただし『家の光』に対して認められた増量については例外とする。<sup>33)</sup>

つまり用紙割当委員会の中立性を確認し、4社が声明によってある程度の戦争責任を承認する代わりに、用紙割当委員会が4社への用紙割り当てを復活して用紙を与えることが認められたのである。

この取り決めの後の7月2日、日本出版協会の石井満と藤岡淳吉はブラウンを訪問した。そこで石井と藤岡は、「4出版社の言うには、用紙配給

を復活させることは、GHQ が自由出版協会に肩入れし日本出版協会を支持しないということであり、日本出版協会は面目を失し信用を失墜した」と言ったという。さらに藤岡は、ブラウンが「4 出版社をラジオ東京（CIE の事務所の所在地 引用者）に呼んで、彼らの分離協会を解散し日本出版協会に再統合することを「忠告」してくれるよう示唆した」のである。しかしブラウンはこの申し出を拒否する。誰に対しても日本出版協会への参加を「強制」することはできないとの考えからである。これに対して石井は会長の辞任を表明した。石井からすると、ダイクの発言を受けて彼は出版界粛清の行動を起こしたのであり、4 出版社への用紙割り当ての復活という結末からすると、「GHQ が彼を裏切った」のである<sup>34)</sup>。ブラウンはこの日から翌日にかけて石井を慰留し、石井も当面は辞意を撤回している<sup>35)</sup>。

その後 7 月 30 日に、日本出版協会では出版界粛清委員会の解散の「声明書」を発する。それは 4 社が戦争責任を認め社内民主化を計ることを公告し、用紙割り当てが復活することを機に、出版界粛清が一段落したため解散するというものであった。「声明書」ではこれまでの経過を説明しているが、その中で 2 月 23 日の評議員会での粛清措置の決定について、それは「定款の定むる最も苛酷なる手段としての除名ではなく、主として道義的勧告に基づく各社の自己批判の具体的表明であつた」と述べていた<sup>36)</sup>。しかし実際の経過は、「除名」をしようとしたが認められず、その後に公職追放に類する超法規的な処分を強行しようとしたものであって、その行動は「主として道義的勧告」と表現されるようなものではなかった。

さらにその後、公職追放の言論界への拡大に対応して 11 月 22 日、日本出版協会は「会員に告ぐ」と題する声明を出し、再び過去の出版界粛清の活動を総括している。そこでは、戦争責任を追及された各社が「本会を脱退して新たに一団を組織し、本会に対抗するの悲しむべき事態に立ち至った。かくして粛清運動は当初の期待に反し竜頭蛇尾に終りたるの観を呈するに至った」と述べた上で、「其の因って来る所を考ふるに、一、われ等に勸

告を強行し得る権力のなかりしこと、二、期待したる方面の援助を得られざりしこと、三、自主的に大改革を断行するに方り社会情勢が之に伴はざりしこと、等をあげることができる」と結論づけている。そして「もとより我等にも手続上に二三の手落ちがありしことは之を認むるにやぶさかではない」が、「今日の事態を招来したる人々に対しては真に遺憾に堪へぬものがある」としつつ、「事既に此処に至つては彼我協会対立の根本的原因は解消した」と述べるのである<sup>37)</sup>。

この「会員に告ぐ」は、日本出版協会の出版界粛清の動きが、不成功に終わったことを公に認めた声明であった。「粛清運動」は「竜頭蛇尾」の結末を迎えたのであり、その大きな原因は、「期待したる方面」即ち GHQ の「援助を得られざりしこと」にあった。ここでは自分たちの粛清の「手続上に二三の手落ちがありしこと」も認めており、自由出版協会の人々の行動を「真に遺憾に堪へぬ」としながら、一転してもはや両協会の対立の原因はないとし、これまでの自由出版協会に対する敵対的態度を撤回することを明らかにしているのである。しかし自由出版協会側では、古巣の日本出版協会への敵意を燃やし続けていた。

これから半年後の1947年5月29日、日本出版協会の第二回定時総会が開催される。この場で西村達五郎理事は経過報告の中で、自由出版協会に属する出版社が離脱した後、「爾來事毎に自由出協の挑戦妨害に遺憾ながら敗戦となったと正直に告白」し、総会は混乱したという<sup>38)</sup>。後に藤岡淳吉は、自由出版協会の設立によって「業界の主力部隊は去つて仕舞」ったと述べ、たとえ脱会者の側に「非」があつたとしても、「協会当局もなぜこうした脱会者を防ぎ止め、思い止まらせ」なかつたのかと言い、「吾々はこゝらで過去の一切の行きがかりを捨て」、「大同団結」に踏み切るべきであると説いた<sup>39)</sup>。藤岡が粛清当時の「協会当局」の中心人物だったことからすると、やや違和感のある言い方だが、これも粛清の行動の失敗を認めたい発言とも受け取れよう。

- 1) 『主婦の友社八十年史』（主婦の友社社史編纂委員会，1996年）
- 2) 『主婦の友』の廃刊について 廃刊決意のいきさつと続刊について，『主婦の友』1946年3月号。
- 3) 前掲『主婦の友社八十年史』
- 4) 「愛読者の皆様の御熱誠に感謝す」，『主婦の友』1946年3月号
- 5) この事実を最初に指摘したのは，高崎隆治『「一億特攻」を煽った雑誌たち』（第三文明社，1984年）である。
- 6) 前掲「愛読者の皆様の御熱誠に感謝す」
- 7) 前掲“Special report on appeal of Free Publishers' Association”。なおここでブラウンは，ダイクが会ったのは石川社長であると誤解しているようである。
- 8) ブラウンは，石井に対し「ダイクは，日本出版協会が SCAP に代わって追放の運動に乗り出す権限を与えてはならないということをハッキリさせようとした」と述べている（前掲“Special report on appeal of Free Publishers' Association”）。
- 9) 前掲『主婦の友』の廃刊について」
- 10) 前掲『主婦の友社八十年史』
- 11) “Browns Reply Executive Secretary Security Hearing Board Headquarters Far East Command” p. 16
- 12) 「陽気な生活」，『主婦の友』1946年4月号
- 13) 前掲“Special Report-subject Jiyu Shuppan Kyokai” p. 26
- 14) 吉田則昭前掲
- 15) “Memorandum for the record” 28 Mar. 1946（横浜開港資料館所蔵・ドン・ブラウン関係文書 B16-77-2），この要求に対してブラウンは，用紙割当委員会の委員の選任は日本出版協会などの団体から選ばれたものではなく，用紙も団体に対して割り当てられているのではなく，個別の出版社に対して割り当てられるのだと回答している。その後自由出版協会がこの件を要望書として提起している点は，井川充雄前掲論文にも記されている。
- 16) ドン・ブラウン書簡1946年4月12日付（横浜開港資料館所蔵・ドン・ブラウン書簡 B16-15-1-52）
- 17) 前掲“Special Report-subject Jiyu Shuppan Kyokai” pp. 9-10
- 18) 前掲“How was the freedom of the press lost!!”
- 19) 吉田則昭前掲
- 20) ドン・ブラウン書簡1946年4月10日付（横浜開港資料館所蔵・ドン・ブラウン書簡 B16-15-1-51）
- 21) 前掲“How was the freedom of the press lost!!”
- 22) 前掲“Special report on appeal of Free Publishers' Association”
- 23) 前掲「軍と結託した事実無し」
- 24) 前掲“Special Report-subject Jiyu Shuppan Kyokai” p. 14
- 25) 目黒四郎「出版意識の向上を計れ」，前掲「出版革新への待望（上）」
- 26) 前掲“Browns Reply Executive Secretary Security Hearing Board Headquarters Far East Command” p. 19

- 27) 前掲“Memorandum” 19. jun. 1946
- 28) 藤岡淳吉「出版界粛清の意義」,『出版文化』141号(1946年5月11日)
- 29) 「生産管理委員会設置へ」,『出版文化』137号(1946年3月21日)
- 30) 「四社への割当留保」,『出版文化』143号(1946年6月1日)
- 31) 「社告 愛読者の皆様へお知らせ申し上げます」,『主婦之友』1946年6月号
- 32) 「編輯日記」,『主婦之友』1946年7・8月合併号
- 33) “Memorandum to Chief, CIE Section” 30 jun. 1946 (横浜開港資料館所蔵・ドン・ブラウン関係文書 B16-77-11)
- 34) “Memorandum to Chief, CIE Section” 2 jul. 1946 (横浜開港資料館所蔵・ドン・ブラウン関係文書 B16-77-12)
- 35) “Memorandum to Chief, CIE Section” 3 jul. 1946 (横浜開港資料館所蔵・ドン・ブラウン関係文書 B16-77-13)
- 36) 「『出版界粛清委員会』解散」,『出版文化』149号(1946年9月1日)
- 37) 「気風を一新し奉公に邁進」,『出版文化』157号(1946年11月21日)
- 38) 「出協総会大混乱」,『出版情報』6号(1947年7月)
- 39) 「1949年 風雨強かるべし」,『出版文化』223号(1949年1月1日)

## おわりに

出版界粛清の動きは、一部で憶測されたように、GHQのブラウンが日本出版協会首脳部に出版界粛清をおこなわせ、それを裏で操るという関係によるものではなかった。GHQと日本出版協会にはスタンスの違いがあり、むしろ日本出版協会側には、GHQの支援が得られずに粛清が失敗したという挫折感が残ったのである。むろん自由出版協会を組織した4出版社の側でも、戦時中の責任者の更迭などの対応を余儀なくされた。しかしその対応は、これらの出版社に根本的な反省をもたらすものでも、決定的な打撃を与えるものでもなかったといえよう。

ブラウンは後に、陸軍査問委員会での「弁明書」で次のように述べた。「マッカーサー元帥は戦時中のいかなる商業出版社も閉鎖しないで、それよりも出版社のトップの人々を追放し、旧協会の全てのトップの人々を新たな人物に変えることで戦争責任を追及しようとしていた<sup>1)</sup>。つまり出版界の戦争責任の追及は、超国家主義団体や軍国主義団体ではないとされ

た一般の商業出版社である限り、社の解散や業務の禁止を命ずることなく、その戦時中の首脳部の公職追放によって対処するのが、GHQ の路線だったというのである。確かにその点では、日本の新聞社に対しても同様の施策が取られており、戦時中に発行されていた全ての新聞社が閉鎖された対独政策とは異なる、アメリカの対日政策の方針に基づくものであったと思われる。

しかしこの点で日本出版協会の出版界粛清委員会の考え方は、GHQ とは異なっていた。そこでの戦争責任の追及は、何より用紙配給問題と一体化しており、戦犯出版社に責任を取らせることは、用紙配給の停止や貯蔵用紙の取り上げと再配分といった、経営面から打撃を与える措置として考えられていた。それら出版社の解散や業務禁止といった粛清の措置も、その延長線上で構想されてくる。その背後には大衆向け雑誌を発行する大出版社に対する、左翼または知識人向けの出版に携わる中小出版社という対立があった。

だがこの戦争責任追及と用紙配給問題を一体化させた姿勢が、その審判の基準を恣意的なものとする面があったことは否めない。また粛清措置は、あくまで GHQ が背後でその措置を支えてくれることを当てにした、手続き上も超法規的なものであった。ともあれその戦争責任追及の仕方は、戦犯出版社の処分を決定することには熱心だったが、その認定の基礎となる戦争協力の事実究明に熱意を有していたわけではなかった。また戦時下の事実を社会的に公表して、広く論議しようとする姿勢に欠けていた。それが出版界の戦争責任問題を、戦後の「混乱期」に生じた一過性の話題に過ぎなくしてしまった、大きな根拠であったといえよう。

- 1) 前掲 “Browns Reply Executive Secretary Security Hearing Board Headquarters Far East Command” p. 14